

報告事項 2

平成 31 年度 特別支援学校の夏季休業中における授業の試行実施について

神戸市立特別支援学校において、小中学校に準じ夏季授業日を設定し、試行実施を行うことを報告します。

平成 31 年 1 月 15 日 提出

神戸市教育委員会

教育長 長 田 淳

特別支援学校における夏季授業日について

特別支援教育課

平成31年度から、特別支援学校は、夏季授業日を8月末に3日間試行実施する。

1. 特別支援学校の休業日について

「神戸市立特別支援学校の管理運営に関する規則」(別紙1)

第3条 学年・学期、休業日及び教育課程の編成は、神戸市立特別支援学校学則、第4条から第6条までに定めるところによる。

「神戸市立特別支援学校学則」(別紙2)

第4条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年を分けて、次の3学期とする。

第1学期 4月1日から8月31日まで

第2学期 9月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から3月31日まで

第5条 休業日は、次のとおりとする。

(1)国民の祝日に関する法律に規定する休日

(2)日曜日及び土曜日

(3)学年始休業日 4月1日から4月7日まで

(4)夏季休業日 7月22日から8月31日まで

(5)冬季休業日 12月26日から1月6日まで

(6)学年末休業日

(7)前各号に掲げるもののほか、教育長または校長が必要があると認められた日

※特別支援学校の授業時数の取扱い

特別支援学校における年間の総授業時数については、小中学校の年間の総授業時数に準ずるものとしている。「準ずる」とは原則として同一ということの意味している。特別支援学校においては、授業時数を満たしている。

2. 特別支援学校の児童生徒における必要性

(1) 障害特性からの必要性

約40日と長期にわたる夏季休業日の後は、障害のある児童生徒にとって、例えば、知的障害・情緒障害の児童生徒は生活のリズムが乱れていたり、肢体

不自由の児童生徒は筋緊張が高まっていたりするなど、1学期で獲得したものができなくなっていることがあり、元のリズムに戻すのに数日かかるため、十分な授業実施が困難な状況となっている。

夏季休業中の8月後半3日間の授業日を設けることにより、2学期の授業のスタートをスムーズに行える。

(2) 保護者からの要望

障害のある児童生徒の保護者にとっては、夏季休業中は在宅時の介護等の負担が発生し、夏季授業日を設けることにより、負担軽減につながるという意見がある。また、小中学校の夏季授業日が始まってからは、兄弟関係の授業日はあるのに、特別支援学校だけ授業日がないのはなぜかという保護者の意見もあった。

(3) 特別支援学校長の考え方

特別支援学校長会も、障害特性に対する学校運営の円滑化や保護者の要望などを鑑み、夏季休業中の授業日の必要性があること。さらに、このたび、小中学校が試行から本格実施に向けて、授業日を8月末にそろえるという話を聞き、特別支援学校に通う児童生徒も、小中学校と同様、義務教育の一環であると考えているので、授業日を一緒に設定したいと考えている。

3. 試行実施後の方向性

平成31年度は試行実施を行い、状況を確認する。それをもとに、小中学校が本格実施に向かう平成32年度に合わせて、学則を変更して本格実施を目指す。

4. 今後のスケジュール

| | | |
|-------|-------|---------------------|
| 平成31年 | 1月15日 | 教育委員会会議 |
| | 1月17日 | 特別支援学校へ周知(SMOOVE配信) |
| | 1月28日 | 特別支援学校保護者へプリント配布 |
| | 2月 | 新入生保護者会で周知 |
| | 8月末 | 授業日試行実施 |
| | 9月～ | 本格実施に向けての検討 |

特別支援学校長 様

教育長 長 田 淳

平成 31 年度 夏季休業日中における授業の試行実施について（通知）

本市では、子供たちの学力の充実に向けた取組や豊かな学びのある授業づくりを推進する観点から、市立中学校においては平成 26 年度より、市立小学校においては平成 28 年度より、それぞれ全学年を対象に夏季休業日中に 3 日間の授業を試行実施しています。

平成 31 年度につきましては、特別支援学校においても、児童生徒の学校生活リズムの回復等を目指し、下記の要領により夏季休業日中における授業の試行実施を行い、児童・生徒が充実した楽しい学校生活を送れるよう検証いたします。

記

【授業日の設定の方法】

- 1 夏季休業日中の授業日の設定については試行実施とする。
- 2 平成 31 年度については、全学年、夏季休業日中の 8 月末に 3 日間設定して試行実施する。
なお、2 学期の始業式を繰り上げて行うことはできない。

【留意点】

- 1 「平成 31 年度夏季休業日中における授業の実施について（お知らせ）」【2 種類（神戸市教育委員会発出文書・校長発出文書）を配布することにより、保護者に周知してください。】
- 2 校長発出文書は、当課が作成したサンプルをもとに作成してください。なお発出日は、神戸市教育委員会発出文書と合わせて、平成 31 年 1 月 28 日としてください。
- 3 設定した 3 日間は授業日となりますので、休んだ場合は欠席となります。
- 4 新入学予定者については、入学説明会などを利用してお知らせください。
- 5 通学区域内の教育施設や地域の方々などにも機会をとらえてお知らせください。
- 6 「長期休業中の授業日の設定について（申請）」を平成 31 年 4 月 11 日（木）までに特別支援教育課へ提出してください。
- 7 保護者向けの案内には、「試行」とは記載していません。平成 31 年度中に神戸市立特別支援学校学則を改正し、2020 年度より正式に実施する予定です。
- 8 授業日の設定に関しては、校区内の小中学校の設定日を参考に、ご検討ください。

特別支援学校 保護者 様

案

平成31年1月28日

神戸市教育委員会

平成31年度
夏季休業日中における授業の実施について（お知らせ）

神戸市では、学校・家庭・地域が連携して子供たちを育て、特色ある開かれた学校づくりを進めております。

さて、神戸市では、子供たちの学力の充実に向けた取組や豊かな学びのある授業づくりを推進する観点から、市立小・中・義務教育学校において、夏休みに3日間程度の授業を試行実施してきました。

平成31年度からは、特別支援学校においても、児童生徒の学校生活リズムの回復等を目指し、2学期始業式前の8月末に3日間の授業日を設定し、午前中の授業を実施することとなりましたのでお知らせします。

- 実施日については、別途、各校よりお知らせいたします。
- 授業日となりますので、休んだ場合は欠席となります。

【お問い合わせ先】
神戸市教育委員会事務局
特別支援教育課
Tel 078-322-5788

（保護者用 様式例）

案

平成31年1月日

保護者様

神戸市立〇〇支援学校

校長 〇〇 〇〇

平成31年度 夏季休業日中における授業の実施について（お知らせ）

平素は本校の教育にご理解とご協力をいただき厚くお礼を申し上げます。

さて、本校では、平成31年度の夏季休業日中に全学年を対象として3日間の授業を下記の通り実施します。

なお、夏季休業日中の授業日については、児童生徒の学校生活リズムの回復等を目指し、小中学校の実施に合わせて行うものです。

つきましては、日程等をご確認の上、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

- 1 実 施 日 2019年8月〇〇日（〇）・〇〇日（〇）・〇〇日（〇）
- 2 時 間 午前〇時〇分～午後〇時〇分（1～〇校時まで実施）
- 3 始 業 式 2学期始業式は9月2日（月）に行います。
- 4 出欠について 授業日となりますので休んだ場合は欠席となります。